

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所輸出及び国内検疫担当
部署の業務内容	①輸出植物の栽培地検査、輸出検査 ②指定種苗(種馬鈴しょ)及び果樹母樹の検査 ③移動が制限・禁止されている植物等の取締り等

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	国民からの問い合わせに関する電話対応や来客への対応等については、常日頃から丁寧・誠実・親切な対応を心がけるよう職員全員に注意喚起しており、これまでに国民からの苦情等はない。職員全員が接遇に注意を払って業務を行っており、国民からは評価されていると考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民からの要請については、誠実にかつ迅速・適切に対応している。また、その他の情報提供については、事実関係等を調査しており、対応を放置することはない。事案のすべてに誠実・適切に対応しており公平さは保たれていると考える。現在まで国民からこうした当所の対応について、不誠実と批判を受けたことはない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	移動制限植物の異動規制に関する広報強化週間を設定し、定期的広報活動を行っている。「輸出促進ネットワーク」の会合等の機会を捉え、輸出検疫についての説明を行うとともに、要望等について可能な限り業務に反映させている。さらに、制度上大きな変更がある場合は、事務所に掲示して周知を図るとともに必要に応じ、説明会を開催している。 輸出相手国の検疫条件等については、公平性の確保の観点から、特定の個人、業者に情報が偏らないよう、細心の注意が必要と考える。この観点から、説明会を実施する場合は、関係者にもれなく説明会の開催について案内するとともに、説明内容についても全国調整を行い統一を図るよう配慮している。また、情報伝達の手段とし農水省及び植物防疫所のホームページが有効に活用されており、公平性が確保されていると考える。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	植物検疫は、基本的に「植物類の移動制限」が業務の根幹をなしており、植物類(生産物を含む)を自由に移動させたいという消費者の要求と利害が一致していないという認識を常にもっている。 病害虫のまん延により損害を被る農業関係者と植物類を自由に移動したいとする消費者・物流関係者の利害は一致しないと考える。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	指定種苗、国内防除において、農薬を使用する場面があり、農薬の使用に当たって、農薬の適正な使用を指導している。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	当担当が所管する国内検疫において、国内農産物に農薬を使用する実態があるため、BSE発生を受け、関係者が農薬を適正に使用しているか点検を行うとともにその後も検証を行った。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行った。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			
	(門司植物防疫所輸出及び国内検疫担当に対する意見は寄せられていない。)		